

令和9年度

「県立高等学校生徒用端末等 購入奨学資金」奨学生案内

(願書付)



〈対象者：生徒用端末等の奨学資金(分割払)希望者〉



公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

TEL (0852) 28-1981 FAX (0852) 26-2089

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

島根県教育委員会では、生徒一人一台の端末を活用した学びを推進するため県の斡旋するパソコン端末の購入を推奨しています。

これに併せて、島根県育英会（以下「育英会」という。）では、県立高等学校入学生が生徒用端末等を購入される際の経済的負担の軽減を支援するための「**県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金制度（月賦返還方式・無利子）**」を設けています。

今回、令和9年度の入学生を対象に、奨学生を募集します。

なお、この奨学資金は育英会の高等学校等奨学資金とは異なる制度ですので、2つの奨学資金の重複応募も可能です。

募集対象となる生徒

令和9年4月に島根県内の県立高等学校（通信制課程を除く）への進学を予定し、本奨学資金の貸与（分割払）を希望する生徒が対象となります。

奨学資金の貸与額

・奨学資金の貸与額は「59,840円」です。

※生徒用端末等購入費（89,760円）の3分の1を島根県教育委員会が助成し、その残りの3分の2が個人負担額となります。

奨学資金の貸与手続・返還方法について

奨学資金の貸与方法	○貸与方法は、育英会が奨学生に代わって貸与相当額を生徒用端末等納入業者に端末代金として一括して支払う方法とします。 →生徒用端末等は、進学した県立高等学校を通じて奨学生へ配付されます。（令和9年4月）
募集期間	令和8年9月1日(火)～令和8年12月25日(金) （当日消印有効） 募集締切後（令和8年12月26日以降）に島根県の県立高等学校に進路変更され、分割払いを希望される方は、育英会（☎0852-28-1981）にご連絡ください。
応募方法 提出書類	○募集期間内に「奨学生願書」を直接、育英会へ提出してください。 →「奨学生願書」は本パンフレットの最終ページに綴じ込みされていますので、切り取って別添の返信用封筒に郵便切手を貼り提出してください。
奨学生の 決定通知	○育英会が「奨学生願書」を受理後、本人へ奨学生決定を通知します。 →決定通知書と一緒に「奨学資金返還誓約書（借用証書）」及び「預（貯）金口座振替依頼書」の提出用紙を送付します。
生徒用端末 等の注文	○3月に高校の合格通知に併せて購入方法を示した案内チラシが配布されます。必ずチラシに記載してあるWebサイトから「分割払」のサイトを選択して注文（メ切り：3月31日）してください。注文しないと端末は配布されません。なお、注文時には育英会の奨学生番号が必要となります。奨学生番号は決定通知でお知らせします。

奨学生決定後の育英会への書類提出

○「奨学資金返還誓約書（借用証書）」及び「預（貯）金口座振替依頼書」を指定した日までに育英会へ提出してください。提出にあたっては、奨学生本人の「住民票」及び連帯保証人の「印鑑登録証明書」の提出が必要となります。

→上記書類を育英会が受理することにより、奨学金の貸与手続が終了しますが3月に端末の注文が必要です。

育英会から奨学生への貸与手続終了の通知はありません。

奨学資金の返還額と返還方法

○奨学生は貸与した奨学資金を次のとおり育英会に返還する必要があります。

○返還額：月額3千円又は4千円又は5千円から選択できます。

→返還月額は、「奨学資金返還誓約書（借用証書）」提出の際に選択していただきます。なお、返還利子は無利子です。

(参考：返還計画)

毎月返還額	最終月返還額	最終返還年月	返還期間
3,000円	2,840円	令和11年 3月	1年8ヶ月（20回）
4,000円	3,840円	令和10年10月	1年3ヶ月（15回）
5,000円	4,840円	令和10年 7月	1年（12回）

○返還方法：

取扱い金融機関	下表（※1）の金融機関を使用する
口座名義人	親権者又は奨学生名義
口座振替日	毎月20日。20日が休業日の場合は翌営業日。
初回返還日	令和9年8月20日
口座振替手数料	振替の際に金融機関に支払う口座振替手数料（※2）は奨学生に負担していただきます。 （例：一ヵ月分3,000円をゆうちょ銀行で返還する場合は、3,033円が口座から引き落としになります。）

【口座振替金融機関と口座振替手数料一覧表】

金融機関名（※1）	口座振替手数料（※2）	金融機関名（※1）	口座振替手数料（※2）
ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	島根県農業協同組合	55円
島根益田信用組合	26円		

→口座振替手数料は変更することがあります。P5「募集案内」のQRコード等で確認してください。

「令和9年度 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金 奨学生願書」記入上の留意事項

- ◎記入上の注意を参照し、漏れなく記入してください。
- ◎黒ペン又は黒ボールペンを使用してください。字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
- ◎記入した願書は、コピーを取るなどして各自で「控」を保管してください。

- ◎「1. 本人」、「3. 親権者又は後見人」及び「4. 連帯保証人」欄には、それぞれ自筆で記入してください。
- ◎現住所は住民票記載の住所を記入してください。
- ◎記入を誤った場合は、二重線を引き、余白に正しく書き直してください。→修正液・修正テープは使用できません。訂正印は不要です。

記入年月日：令和 年 月 日 (表)

令和9年度 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

このたび、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金の貸与を受けたいので申込みます。

1. 本人

本人	在籍中学校： 国・市・町・村・私 立 中学校 学 園
	住所 〒
	自宅電話番号 携帯電話番号
	ふりがな 氏 名 生年月日：平成 年 月 日

注 本人が自筆で記入してください。

2. 進学予定の県立高等学校

島根県立	高等学校	全日制 定時制	課程	科
------	------	---------	----	---

注 課程は、どちらかを○で囲んでください。

3. 親権者等

親権者 又は 後見人	(父) (後見人)	住所 〒
		自宅電話番号 携帯電話番号
		ふりがな
		氏 名 生年月日：昭和・平成 年 月 日
	(母)	住所 〒
		自宅電話番号 携帯電話番号
		ふりがな
		氏 名 生年月日：昭和・平成 年 月 日

注 親権者がそれぞれの欄に各自自筆で記入してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は父母（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自筆で記入してください。

4. 連帯保証人

連帯保証人	住所 〒
	自宅電話番号 携帯電話番号
	ふりがな
	氏 名 生年月日：昭和・平成 年 月 日 本人との関係

注 連帯保証人は、原則として本人の父又は母が自筆で記入してください。又は、これに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者が自筆で記入してください。債務整理中（破産等）の人は連帯保証人になれません。

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金のためにのみ利用するものであってその他の目的に利用することはありません。なお、奨学生決定の可否にかかわらず提出された書類は返却しません。

Q & A

Q 1：生徒用端末の「奨学資金（分割払）」に応募できる対象者を教えてください。

A 1：対象者は島根県立高校に入学する全ての生徒です。なお、「松江市立皆美が丘女子高校」、「私立高校」、「県立高校の通信制課程」、「特別支援学校」に入学する生徒は対象外です。

Q 2：「奨学資金（分割払）」の願書提出後に必要なものは何ですか？

A 2：育英会で願書を受理したら「返還誓約書（借用証書）」等を送付します。「返還誓約書（借用証書）」等を提出の際に生徒本人の「住民票」、連帯保証人の「印鑑登録証明書」が必要となりますのでご用意ください。

※住民票及び印鑑登録証明書は発行から3か月以内のものをお願いします。

Q 3：「願書」を提出した後や「奨学生決定通知」を受け取った後に、「分割払」を「一括払い」に変更できますか？

A 3：変更できます。一括で支払う方法に変更される場合は、速やかに直接、島根県育英会に電話連絡をいただければ「辞退扱い」とさせていただきます。

Q 4：「願書」を提出した後や「奨学生決定通知」を受け取った後に、県立高校（分割払（奨学資金）対象学校）以外に進路変更した場合はどうなりますか？

A 4：対象外のため「辞退扱い」となりますので島根県育英会まで電話連絡してください。

Q 5：奨学資金（分割払）を希望していますが、現時点で県立高校に進学するのか、県立高校以外に進学するのか、まだ、決めていません。どうしたらいいですか？

A 5：県立高校を進学する可能性がありかつ「奨学資金（分割払）」を希望される場合は、申込み後でも辞退ができますので期限までに島根県育英会に願書を提出してください。

※県立高校へ入学後、県立高校通信制課程や市立高校及び私立高校に「転学」した場合は、対象外となるため奨学資金を「一括返還」することになりますのでご注意ください。

■（公財）島根県育英会 生徒用端末（タブレット端末）担当

Tel：0852-28-1981 FAX：0852-26-2089

「募集案内」のダウンロード →



「てびき」のダウンロード →



令和9年度 県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金奨学生願書

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

このたび、公益財団法人島根県育英会県立高等学校生徒用端末等購入奨学資金の貸与を受けたいので申込みます。

1. 本人

本人	在籍中学校：	国・市・町・村・私 立	中学校 学 園
	住所 〒		
	自宅電話番号	携帯電話番号	
	ふりがな		
	氏 名	生年月日：平成 年 月 日	

注 本人が自筆で記入してください。

2. 進学予定の県立高等学校

島根県立	高等学校	全日制 定時制	課程	科
------	------	------------	----	---

注 課程は、どちらかを○で囲んでください。

3. 親権者等

親権者 又は 後見人	(父) (後見人)	住所 〒	
		自宅電話番号	携帯電話番号
		ふりがな	
		氏 名	
	(母)	生年月日：昭和・平成 年 月 日	
		住所 〒	
		自宅電話番号	携帯電話番号
		ふりがな	
(母)	氏 名		
	生年月日：昭和・平成 年 月 日		

注 親権者がそれぞれの欄に各自自筆で記入してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は父母（いずれかがいないときは一人）です。後見人がいる場合は、後見人が自筆で記入してください。

4. 連帯保証人

連帯保証人	住所 〒			
	自宅電話番号		携帯電話番号	
	ふりがな 氏 名	生年月日：昭和・平成 年 月 日 本人との関係		

注 連帯保証人は、原則として本人の父又は母が自筆で記入してください。又は、これに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者が自筆で記入してください。債務整理中（破産等）の人は連帯保証人になれません。

この願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金のためにのみ利用するものであってその他の目的に利用することはありません。なお、奨学生決定の可否にかかわらず提出された書類は返却しません。